

質問第五八号

「桜を見る会」の運営の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十一月十三日

杉 尾 秀哉

参議院議長 山東昭子殿



「桜を見る会」の運営の在り方に関する質問主意書

「桜を見る会」は、内閣総理大臣が毎年主催している公的行事である。政府が主催しているという性格に鑑みれば、その招待者の選定を始めとする会の運営に当たっては公正性が求められるところ、以下その運営について質問する。

一 「桜を見る会」の招待者を選定するに当たって、国会議員、国務大臣、副大臣、大臣政務官及びこれらの者の配偶者が招待者の推薦に関与することを禁じる法令はあるか。また、平成二十五年以降に開催された「桜を見る会」において、前記の者が招待者の推薦に関与した事例はあるか。

二 「桜を見る会」の開催要領においては、「来会者のために、茶菓の接待をする。」とされているところ、平成二十五年以降に開催された「桜を見る会」において提供された飲食物を、各年ごとに具体的に示されたい。なお、その中に山口県の酒「獺祭」は含まれていたか。また、提供する飲食物の決定方法を示されたい。

三 「桜を見る会」の開催経費については、令和元年五月十三日の衆議院決算行政監視委員会において、今年度の会場等設営業務契約額及び飲食物提供業務契約額が答弁されている。また、開催に必要な支出とし

て、テロ対策強化に関する経費がある旨が答弁されている。これらを踏まえ、平成一十五年以降に開催された「桜を見る会」の開催経費の内訳を毎年「」とに示されたい。

右質問する。